

令和4年度 公文書開示状況 (8月決定分) 生活文化スポーツ局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R4.7.14	R4.8.4	宗教法人〇〇〇事務準備付書類の写しのうち 6、境内建物に関する書類	4	1						1	1	1		1			【東京都情報公開条例第7条第2号】 代表役員の住所及び生年月日並びに責任役員の氏名、住所及び生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 宗教法人の財産目録の内容は、事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 代表役員及び責任役員の印影は、偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 宗教法人の財産目録の内容は、宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所轄庁が把握するために提出を義務づけている書類であって、公にすることは、信教の自由を妨げることがないようという宗教法人法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない宗教行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課
2	R4.8.1	R4.8.4	特定非営利活動法人〇〇〇の平成〇年〇月〇日付け特定非営利活動法人設立認証申請書類のうち定款	11	1													生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課	
3	R4.6.17	R4.8.8	東京都若者総合相談センターの運営委託 (契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)	19	1						1	1			1			【東京都情報公開条例第7条第2号】 委員名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 評価項目ごとの得点を公にすることにより、当該法人の社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 法人の会計点を開示することにより、当該法人の社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 審査基準の公表は、都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるためと認められるため。	生活文化スポーツ局 都民安全推進部若年支援課
4	R4.6.17	R4.8.10	東京都若者総合相談センターの運営委託 (契約期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日)			1						1						【東京都情報公開条例第7条第3号】 当該文書は入札参加者が技術審査委員会から審査を受けるために作成した資料であって、提案内容や資料の意匠等、記載内容そのものが技術提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫であるなど、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報である。これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化スポーツ局 都民安全推進部若年支援課
5	R4.6.20	R4.8.10	東京都で加入している保険料5万円以上の保険契約 (損害保険) の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し一国内旅行傷害保険証券	1	1													生活文化スポーツ局 消費生活総合センター活動推進課	
6	R4.6.17	R4.8.12	株式会社〇〇〇の「旅券申請受付・交付業務委託 総合評価に関する提案書」 〇〇〇株式会社の「旅券申請受付・交付業務委託 総合評価に関する提案書」			1						1						【東京都情報公開条例第7条第3号】 提案書の内容や資料の意匠等は、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化局 都民生活部 旅券課
7	R4.6.17	R4.8.12	「旅券申請受付・交付業務委託 (新宿本課・立川分室)」に係る技術審査委員会 評価項目及び点数表 (全項目)	1	1							1						【東京都情報公開条例第7条第3号】 公表情報により被評価者を特定することが可能であり、公にすることにより、当該法人の社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化局 都民生活部 旅券課
8	R4.6.17	R4.8.12	① 株式会社〇〇〇の「旅券申請受付・交付業務委託 総合評価に関する提案書」 ② 株式会社〇〇〇の「旅券申請受付・交付業務委託 総合評価に関する提案書」			1							1					【東京都情報公開条例第7条第3号】 提案書の内容や資料の意匠等は、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化局 都民生活部 旅券課
9	R4.6.17	R4.8.12	「旅券申請受付・交付業務委託 (有楽町・池袋分室)」に係る技術審査委員会 評価項目及び点数表 (全項目)	1	1							1						【東京都情報公開条例第7条第3号】 公表情報により被評価者を特定することが可能であり、公にすることにより、当該法人の社会的評価、信用を不当に低下させるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化局 都民生活部 旅券課
10	R4.8.9	R4.8.19	平成29年度園務改善のためのICT化支援事業費補助金 確定額一覧 平成30年度園務改善のためのICT化支援事業費補助金 確定額一覧 令和元年度園務改善のためのICT化支援事業費補助金 確定額一覧 令和2年度園務改善のためのICT化支援事業費補助金 確定額一覧 令和3年度園務改善のためのICT化支援事業費補助金 確定額一覧	8	1													生活文化スポーツ局 私学部私学振興課	

令和4年度 公文書開示状況 (8月決定分) 生活文化スポーツ局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
11	R4.8.5	R4.8.19	『やさしい日本語』普及啓発動画の作成委託に伴う企画提案方式に関する提案書 (7株式会社分)			1												【東京都情報公開条例第7条3号】 入札参加者が技術審査委員会から審査を受けるために作成した資料であって、提案内容や資料の意匠等、記載内容そのものが技術提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫であるなど、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報である。 これを公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	生活文化局 都民生活部 地域活動推進課
12	R4.8.10	R4.8.19	特定非営利活動法人〇〇〇の平成24年9月20日付け特定非営利活動法人設立認証申請書類のうち定款	1														生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課	
13	R4.8.9	R4.8.19	〇〇〇から、過去に東京都に申請・提出された宗教法人の認証案件に関する文書一式			1	1											生活文化スポーツ局 都民生活部 管理法人課	
14	R4.8.7	R4.8.24	〇〇〇が殺害された事件を受けて学校に半旗掲揚を求めた際の行政文書一切(決裁文書及び、その決裁に關与した国賊公務員等の出勤簿含む)			1	1											生活文化スポーツ局 都民生活部 私学行政課	
15	R4.7.9	R4.8.26	相談業務マニュアル 男性のための悩み相談 実施手順 支えるライン@東京 業務マニュアル	79		1									1			【東京都情報公開条例第7条第6号】 一般に公開されていない内部の運用情報であり、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 一般に公開されていない内部の運用情報であり、開示することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 一般に公開されていない情報であり、開示により自由な相談が妨げられる可能性があるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 一般に公開されていない情報であり、DV加害者に知られた場合、相談者に危険がおよぶおそれがあるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局 都民生活部 東京ウィメンズプラザ
16	R4.6.30	R4.8.29	オリンピック・パラリンピック東京2020大会の最終決算(6月21日公表)や、契約書・稟議書など大会関係文書の取り扱い(今後の管理や情報公開)を決めるに当たって、東京都が庁内もしくは他の関係機関とやり取りした記録や文書すべて ※メールも含む	71		1												生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツレガシー活用促進課	
17	R4.6.30	R4.8.29	オリンピック・パラリンピック東京2020大会の最終決算(6月21日公表)や、契約書・稟議書など大会関係文書の取り扱い(今後の管理や情報公開)を決めるに当たって、東京都が庁内もしくは他の関係機関とやり取りした記録や文書すべて ※メールも含む	345		1					1	1	1	1				【東京都情報公開条例第7条第2号】 公にすることにより、筆跡を模倣して悪用されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 組織委員会における内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第5号・6号】 組織委員会における検討中の情報であり、公にすることにより、当該法人との信頼関係を著しく損ない、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 スポーツレガシー活用促進課
18	R4.7.1	R4.8.30	令和元年度から令和4年現在までにおける職員(常勤職員)の兼業の状況がわかる書類(申請書、許可書、却下書、決定書、通知書)	20		1												生活文化スポーツ局 総務部 総務課	
19	R4.7.1	R4.8.30	令和元年度から令和4年現在までにおける職員(常勤職員)の兼業の状況がわかる書類(申請書、許可書、却下書、決定書、通知書)	122		1					1	1						【東京都情報公開条例第7条第2号に該当】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第2号に該当】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができる(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益及び兼業先法人の実施する事業運営や社会的評価を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号に該当】 法人に関する情報で、公にすることにより、法人の実施する事業運営や社会的評価が損なわれるおそれがあるため。	生活文化スポーツ局 総務部 総務課